

電波雑音に関する J 規格の制改訂及び解釈別表第十の改正要望について

電波雑音部会

1. はじめに

平成26年3月に総務省情報通信審議会より“諮問第3号：「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法」（以下、CISPR11国内答申という。）が答申された。この答申を受けて総務省では電波法施行規則等の関連法令の改正検討が行われ、平成26年9月に省令等の改正案のパブコメが公示された。この改正案では電子レンジ等の高周波利用機器の電波雑音に対する規制にCISPR11の要求が取り入れられることとなり、従来日本で適用されている電波雑音に関する基準より厳しくなるものがある。

電波雑音部会では、CISPR11国内答申及び電波法施行規則等の改正検討状況を受けて、以下の検討を行った。J規格の制改訂原案及び解釈別表第十の改正案を国へ提出したい。

- (1) CISPR11国内答申をベースに解釈別表第十二に掲載されるJ規格 ”J55011(H27)(案)工業、科学及び医療用装置からの妨害波の許容値及び測定法 “の原案検討
- (2) 現行のJ55001では別表第十二（旧省令第二項）に従う場合、高調波利用機器の電波雑音に対する基準は解釈別表第十に従うことを定めている。J55011が制定された場合、高調波利用機器の電波雑音に対する基準は、J55011に従うことになるため、J55001の改正検討
- (3) 電波法施行規則等の法令が改正されれば、現行の解釈別表第十の要求と齟齬を生じることになるため、解釈別表第十の改正案の検討及び改正解釈の解説の検討

ただし、当初1月に予定されていた電波法施行規則等の改正は、3月17日現在まだ公布されていない。そのため、電波法施行規則等の法令が公布後、電波雑音部会での内容の確認終了後、委員長にご確認いただき、国に提出する。

現在入手している改正案との差異が大きい場合は、次回調査委員会での再審議をおこなうこととする。

2. 主な制改訂の概要

(1) J55011 の制定の概要

CISPR11 国内答申と基本的には同じ要求とした。ただし、以下の事項については修正した。

- ・電波法に係る総務省令改正との整合
- ・電波法関連省令において CISPR11 国内答申からの差分を定めたもの（CISPR11 国内答申の引用規格と原国際規格である CISPR11 の引用規格とに差分があるため、CISPR11 に合わせる必要があるもの）
- ・CISPR11 国内答申で認められた緩和許容値の本文への反映
詳細は、「資料No.4-2(1)～(3)」に示す。

(2) J55001 の改正の概要

新に制定を要望する J55011 (案) を適用する電気がま (電磁誘導加熱式のもの)、電磁誘導加熱式調理器、自動販売機 (電子レンジを有するもの)、高周波ウェルダ、電子レンジ、アーク溶接機 (高周波電流を重畳し使用するもの)、その他の放電灯器具の一部について、現行規定は解釈別表第十を引用しているため、これらは J55011 を適用する形に改正した。

詳細は、「資料No.4-3」に示す。

(3) 解釈別表第十の改正案

今回の電波法施行規則等の改正で、電気がま (電磁誘導加熱式のもの)、電磁誘導加熱式調理器、自動販売機 (電子レンジを有するもの)、高周波ウェルダ、電子レンジ、アーク溶接機 (高周波電流を重畳し使用するもの)、その他の放電灯器具の一部については、CISPR11の要求 (J55011案) と同じ要求となった。

電気用品の技術基準は、性能規定化され、解釈別表第十二の省令を満たす整合規格への移行を目指しているため、今回の解釈別表第十の改正では、電波法の施行規則の改正で見直された電気用品については、解釈別表第十二のJ55011を引用する形とした。

また、第1章の電波雑音に対する適用章についても見直しを行った。

詳細は、「資料No.4-4(1)~(2)」に示す。